

令和3年定例第4回市議会会議録（第4日）

令和3年12月10日午前9時30分定例第4回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	河野	一仁	9番	上津原	博
2番	森	弘子	10番	荒卷	隆伸
3番	村上	義徳	11番	瀬口	健
4番	奥菌	由美子	12番	壇	康夫
5番	吉原	政宏	13番	中尾	眞智子
6番	末吉	達二郎	14番	中島	一博
7番	古賀	義教	15番	宮本	五市
8番	前原	武美			

2. 不応招議員は次のとおりである。

16番 牛嶋 利三

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田中裕樹	係長	宋由美子
参与	馬場洋輝	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	秘書広報課長	久保井千代
副市長	宮寄敬介	健康づくり課長	田中聡美
教育長	待鳥博人	福祉事務所長	末吉建
監査委員	平井常雄	教育総務課長	堤則勝
総務部長	西山俊英	学校教育課長	北嶋淳一郎
市民部長 兼市民課長	盛田勝徳	環境衛生課長	松尾和久
保健福祉部長	松尾博	農林水産課長	宮崎眞一
環境経済部長	坂田良二	商工観光課長	猿本邦博
建設都市部長	松尾武喜	上下水道課長	甲斐田裕士
教育部長	藤吉裕治	子ども子育て課長	中村栄志
消防長	北嶋俊治	総務課長補佐兼 人事係長	平川貞雄
総務課長	椛嶋晋治	財政課長補佐兼 財政係長	松尾郁代
財政課長	大坪康春	子ども子育て課 子ども子育て係長	甲斐田美紀
企画振興課長	木村勝幸	市民課住民係 住民担当係長	坂田朋広

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 議案第43号 みやま市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第44号 みやま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

- (3) 議案第45号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第46号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第47号 みやま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第48号 みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第49号 みやま市道路線の認定について
- (8) 議案第50号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第9号）
- (9) 請願第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願について
- (10) 同意第3号 みやま市名誉市民の選定について
- (11) 議案第51号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第10号）
- (12) 議案第52号 令和3年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (13) 議案第53号 令和3年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (14) 議案第54号 令和3年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (15) 議案第55号 令和3年度みやま市下水道事業会計補正予算（第1号）
- (16) 閉会中の継続調査の申出について
- (17) 議員派遣の件

(追加日程)

- (1) 発議第6号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書

午前9時30分 開議

○副議長（宮本五市君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

牛嶋議長につきましては、欠席届が提出されており、これを許可しておりますので、地方

自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

また、同意第3号 みやま市名誉市民の選定についての同意1件、議案第51号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第10号）から議案第55号 令和3年度みやま市下水道事業会計補正予算（第1号）までの議案5件が追加で提出されておりますので、報告いたします。

日程第1 議案第43号

○副議長（宮本五市君）

日程第1. 議案第43号 みやま市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
吉原総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第43号 みやま市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は12月6日、西山総務部長、梶嶋総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、本市の職員が非違行為を行った場合における懲戒処分の適正な手續と効果を図るため、条例を改正するものです。

懲戒処分については、戒告、減給、停職、免職があり、減給及び停職については期間などを定めて発令されていますが、今回、国及び県の取扱いを参考とし、懲戒処分に対する厳格な処分を行うため、減給の期間を最長6月以下から1年以下に延長し、給与の減額を10分の1以下から5分の1以下へ改正するものです。また、停職の期間についても、最長6月以下から1年以下に延長するものです。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○副議長（宮本五市君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会議規則第55条の規定のとおり、全て簡潔明瞭に行い、議題外の内容及び自己の意見を述べることがないようにお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第43号は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、議案第43号 みやま市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第2 議案第44号

○副議長（宮本五市君）

日程第2．議案第44号 みやま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。奥菌文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長（奥菌由美子君）（登壇）

改めましておはようございます。文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第44号 みやま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月7日に藤吉教育部長、堤教育総務課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、岩田小学校、二川小学校、江浦小学校、開小学校の4小学校を統合し、新設校として高田小学校を設置することに伴い、条例の一部を改正するものです。

現在の4校を閉校し、新たな小学校を設置するもので、学校の位置は現在の二川小学校の

住所であります高田町下楠田1443番地とするものです。

なお、改正の施行日は令和5年4月1日となっています。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○副議長（宮本五市君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第44号は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、議案第44号 みやま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

日程第3 議案第45号

○副議長（宮本五市君）

日程第3．議案第45号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。奥菌文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長（奥菌由美子君）（登壇）

議案第45号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告い

たします。

当委員会は、12月7日に松尾保健福祉部長、中村子ども子育て課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正の主な内容は、地域型保育事業者及びその職員が、書面に代えて電磁的記録により記録の作成を行う場合等の取扱いについて規定の整備等を行うものです。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○副議長（宮本五市君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第45号は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、議案第45号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第4 議案第46号

○副議長（宮本五市君）

日程第4. 議案第46号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定

子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。奥蘭文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長（奥蘭由美子君）（登壇）

議案第46号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月7日に松尾保健福祉部長、中村子ども子育て課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正の主な内容は、デジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援新制度において、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続等に関するもので、書面等によることが規定または想定されるものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加するものです。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○副議長（宮本五市君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第46号は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、議案第46号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第5 議案第47号

○副議長（宮本五市君）

日程第5．議案第47号 みやま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。奥藪文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長（奥藪由美子君）（登壇）

議案第47号 みやま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月7日に松尾保健福祉部長、田中健康づくり課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、国民健康保険の出産一時金については、現行では、被保険者が出産した際、出産児1人につき出産育児一時金本体の404千円に産科医療補償制度掛金相当分16千円を加算し、総額420千円を限度に支給するものとなっています。

令和4年1月1日より産科医療補償制度が見直され、掛金が16千円から12千円に引き下げられること、また、出産育児一時金の総支給額については、国の社会保障審議会医療保険部会において総額420千円を維持すべきとされたことを踏まえ、出産育児一時金本体の額を408千円とする健康保険法施行令の改正がされたことに伴い、本条例を改正するものです。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○副議長（宮本五市君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第47号は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、議案第47号 みやま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第6 議案第48号

○副議長（宮本五市君）

日程第6．議案第48号 みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

皆さんおはようございます。産業建設常任委員長報告を行います。

議案第48号 みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月8日に坂田環境経済部長、松尾環境衛生課長及び関係係長等に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、有明生活環境施設組合クリーンセンターの運転開始に伴い、可燃ごみの処理が同施設に変更となることから、みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、廃棄物の取扱区分につきまして、「市指定ごみ袋等」と「市

長の指定する施設へ搬入するとき」の区分に改め、併せて市長の指定する施設に「有明生活環境施設組合クリーンセンター」を追加するものです。手数料につきましては、変更はございません。

なお、施行日につきましては、有明生活環境施設組合クリーンセンターの本稼働の日である令和4年3月1日となっております。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○副議長（宮本五市君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第48号は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、議案第48号 みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第7 議案第49号

○副議長（宮本五市君）

日程第7. 議案第49号 みやま市道路線の認定についてを議題とします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

産業建設常任委員会委員長報告を行います。

議案第49号 みやま市道路線の認定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月8日に松尾建設都市部長、城戸建設課長及び関係係長等に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、道路法第8条第1項の規定により市道路線の認定をするものです。

路線番号33、江浦町・今福線について、県道高田・山川線バイパス建設事業に伴い、県道高田・山川線の一部を重複認定するものです。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○副議長（宮本五市君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第49号は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、議案第49号 みやま市道路線の認定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第8 議案第50号

○副議長（宮本五市君）

日程第8．議案第50号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

ただいま前原議員から討論の申出があります。

暫時休憩します。

午前 9 時 56 分 休憩

午前 10 時 13 分 再開

○副議長（宮本五市君）

休憩を閉じて、ただいまから討論を行います。

8 番前原武美君。

○8 番（前原武美君）

それでは、議案第 50 号 令和 3 年度みやま市一般会計補正予算（第 9 号）について、ただいまより賛成の討論を申し上げます。

今回提案されている補正予算であります。市民の安全・安心の確保を行うための新型コロナウイルス感染対策費と今年 8 月豪雨における災害復旧費、また、令和 5 年開校の 4 校統合に係る新高田小学校校舎建設費が主であります。いずれも必要かつ重要な事業であり、早急に実施されるべき事業であることから、ここに賛成をするものであります。

しかし、今回の事業の中で執行部に対して 1 つだけ申し上げておきます。それは新高田小学校校舎建設事業であります。このことは、松嶋市長が今後の学校運営に伴うことをみやま市総合教育会議の中で出された新たな政策方針の学校給食施設問題であります。それと、今回の 4 校が統合する新高田小学校との関係であります。

そのことについて議員より質疑が行われ、説明では、新高田小学校の給食は自校方式ではなく、センター方式との説明がなされましたが、先ほど述べましたように市内部会議での方針を説明されたわけで、質疑等で再三再四言われたのと、説明はしたからではなく、決定ではないんですよ。方針の実施とは、市民に説明をし、耳を傾け、市民の理解を得た上でのものではないでしょうか。十分なる説明をし、特に保護者をはじめ関係者の理解を受けて初めて決定するものではないでしょうか。

しかし、質疑でもあったように、保護者への対応は二川小学校の保護者への対応だけで、ほかの江浦、開、岩田各小学校の保護者及び関係者の説明、御理解は受けていないのではな

いですか。何よりも、このことはみやま市学校給食運営に対する市の方針を示されたわけで、今回統合される新高田小学校だけの問題ではない、市内学校全体のことであり、保護者をはじめとする市民の理解が必要ではないでしょうか。

まずは市が方針を定めたならば、速やかに市民に説明をし、意見を聞き、理解を受けた後に今回計画執行すべきではなかったのでしょうか。よって、質疑、方針説明がなされましたが、あくまでも令和5年開校で、子供たちの学業に支障がないように今回は校舎だけの補正予算だと私は受けております。

以上申しましたが、議案第50号については賛成の討論をいたします。議員の皆さんの御理解の上、賛同いただきますようよろしくお願いいたします。また、今後、市の方針等については十分なる説明をし、理解を受けた上で、今後の行政運営、議会提案に当たっていただくようお願いして終わります。

○副議長（宮本五市君）

次、13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

今回の議案第50号 令和3年度みやま市一般会計補正予算に対し、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の一般会計補正予算（第9号）に掲げてあります事業は、住民総合福祉のために早急、緊急に行わなければならない事業であることから補正予算として計上されているものであります。中でも、子供たちの学びのための統合小学校建設は重要な事業であると受け止めております。その子供たちの大切な学びや統合小学校の建設事業に関わる補正予算とともに、学校給食センター管理費として配送車購入費が計上されております。配送車購入に至る事情について聞いてみますと、統合高田小学校の給食については自校式ではなく、給食センターからの配送式という方針になっている、方針が変わったということでありました。

新高田小学校になってからの給食事業の説明は、現二川小学校にはしているものの、あとの3校へはまだ実施していないとのこと、センター方式でやるという方針はあくまでも執行部の方針でありまして、決定ではありません。当事者である保護者の皆さんへの納得いく説明、そして、共に協議し、保護者との合意ができての決定でなければならないと思います。決して押しつけで進めていくべきではないと考えております。

今後進めていかれる統合小学校に関しては、真の子供たちのための小学校となるよう具体

的に保護者との協議を深め、合意をいただきながら進めていかれることを要望するところであります。しかし、議案第50号に対しては賛成でございます。

これで私の賛成討論とさせていただきます。

○副議長（宮本五市君）

次、11番瀬口健君。

○11番（瀬口 健君）

私も賛成のほうでございますが、賛成討論の場を与えていただいたことにまずは感謝を申し上げます。

今、前原議員、中尾議員がおっしゃいました。私が言いたいことを半分言っていたいております。ただ、今回私も賛成でございますが、今までの建設に対しての説明の在り方、特に予算の数字的な問題です。これが私たち文教厚生常任委員会においてはある程度のことがありましたが、そのほかの議員さんたちへの説明は非常に不十分なことが分かったというふうに思います。現にいろんな議員さんと話をすると、そのように申されております。

しかしながら、開校日は決まっておりますし、地元住民、関係者の方々はいち早くやってくれんかという要望でございまして、それを踏まえて、今回の予算に対しては非常に不十分な説明であるということを一言申し上げて、そして、今後もまた統合の問題があります。そういうときに今回のような説明が不十分であると、数字に対しての検討、そういった時期を十分に取っていただいていた説明、そういったものをおかにかんということでございます。

今さっき言いました住民のことを考えれば賛成でございますが、賛成するには私は不本意であるということをお願いしたいと思います。十分執行部はそこら辺を——市長いいですか、考えていただかんと、今回のようにスムーズに賛成できるかという、次の場合は非常に時間を要するような問題になってきはせんかというふうなことを申し上げます。住民のために私は賛成ということをお願いしておきます。

以上です。

○副議長（宮本五市君）

これで討論を終わります。

議案第50号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。村上議員は挙手
でお願いします。

〔賛成者起立〕

○副議長（宮本五市君）

起立多数です。よって、議案第50号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第9号）は
原案のとおり可決されました。

日程第9 請願第3号

○副議長（宮本五市君）

日程第9. 請願第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度
政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題とします。

本件については、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めま
す。奥藪文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長（奥藪由美子君）（登壇）

文教厚生常任委員長報告を行います。

請願第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に
係る意見書採択の請願について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告い
たします。

当委員会は、12月7日に藤吉教育部長、北嶋学校教育課長、上田指導室長及び関係係長の
出席の下、委員会を開催いたしました。

この請願の趣旨としては、政府の予算において、コロナ禍における子供たちの教育環境改
善、学校の働き方改革のために中学校での35人学級の実施、また、さらなる少人数学級の検
討、加配の増員や少数職種の配置増などの教職員定数の改善及び教育の機会均等と水準の維
持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合の引上げを実現するため、国の関係
機関に対し、意見書の提出を求めるものです。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○副議長（宮本五市君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

討論なしと認めます。

これより請願第3号を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

請願第3号は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、請願第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願については、委員長報告のとおり採択されました。

これで暫時休憩したいと思います。

午前10時27分 休憩

午前10時40分 再開

○副議長（宮本五市君）

休憩を閉じて会議を再開します。

お諮りします。発議第6号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、発議第6号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第6号

○副議長（宮本五市君）

追加日程第1. 発議第6号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022

年度政府予算に係る意見書を議題とします。

事務局長より朗読いたします。田中議会事務局長。

○議会事務局長（田中裕樹君）

〔朗読省略〕

○副議長（宮本五市君）

提出議員の説明を求めます。4番奥菌由美子君。

○4番（奥菌由美子君）（登壇）

発議第6号の提案理由を説明いたします。

発議第6号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、先ほど採択された請願第3号の願意及び地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し、意見書を提出するものであります。

なお、内容につきましては、ただいま事務局長が朗読により説明したとおりでございます。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○副議長（宮本五市君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

発議第6号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、発議第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

討論なしと認めます。

これより発議第6号を採決します。

お諮りします。発議第6号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、発議第6号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書は原案のとおり可決されました。

日程第10 同意第3号

○副議長（宮本五市君）

日程第10. 同意第3号 みやま市名誉市民の選定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

同意第3号 みやま市名誉市民の選定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、社会医療法人弘恵会ヨコクラ病院理事長で、前日本医師会会長の横倉義武氏を名誉市民として顕彰すべく、みやま市名誉市民条例第3条の規定に基づき議会の同意をお願いするものであります。

去る11月29日に、同条例の施行規則第4条の規定に基づき名誉市民審査委員会を開催しましたところ、名誉市民としてふさわしい旨のお答えをいただきました。

横倉義武氏のこれまでの功績につきましては、お手元に配付しております資料にも記載しておりますが、社会医療法人弘恵会ヨコクラ病院理事長、社会福祉法人光輪会理事長として、地域住民の疾病の予防や治療、健康増進並びに福祉の向上に多大な御尽力をされました。

あわせて、第19代日本医師会会長として、地域医師会、行政、政府と連携し、国民医療の向上に多大な御貢献をされるとともに、日本人で3人目となる第68代世界医師会会長として、世界の全ての人々を対象にしたヘルスケアの実現に御尽力されました。

また、市民の健康寿命延伸と健康づくり、誰もが健康で安心して暮らせる福祉のまちづくりに御尽力されるなど、本市の振興発展に多大な御貢献をいただき、市民が郷土の誇りとして尊敬するにふさわしい方であります。

以上、御説明申し上げますが、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（宮本五市君）

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、同意第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第3号を採決します。

お諮りします。同意第3号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、同意第3号 みやま市名誉市民の選定については同意することに決定いたしました。

日程第11 議案第51号

○副議長（宮本五市君）

日程第11. 議案第51号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第10号）を議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

議案第51号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第10号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和3年度みやま市一般会計補正予算（第10号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ224,107千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26,628,368千円といたしております。

今回追加いたします補正予算は、国の新型コロナウイルス感染症対策に係る支援策や、人

事異動等による人件費の補正などをお願いするものでございます。

それでは、歳入予算について御説明いたします。予算書7ページからでございます。

11款1項1目の普通交付税3,926千円は、一般財源を調整し、追加いたしております。

次に、予算書8ページ、15款2項1目の個人番号カード関連事務費交付金2,271千円は、歳出予算と連動し、計上いたしております。補助率10分の10でございます。

続いて、2目の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金及び事務費補助金も同様に、補助率10分の10でございます。

次に、9ページの19款2項1目、財政調整基金繰入金は45,000千円を減額いたしております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明いたします。

歳出予算のうち人件費補正につきましては、人事異動分などに関する給料、職員手当等の補正、さらに各特別会計と調整いたしました特別会計繰出金を計上いたしております。

なお、人件費補正の詳細につきましては、予算書34ページからの補正予算給与費明細書に記載いたしております。

また、添付しております一般会計補正予算の資料の2ページをお願いいたします。

資料の2ページは特別職について、3ページは一般職についての補正内容を記載しております。

資料3ページの最下段になりますが、一般職の補正額は、一般会計及び各特別会計を合算して39,067千円の減といたしております。

次に、人件費以外の歳出補正予算の主なものについて御説明いたします。

予算書に戻りまして、12ページをお願いいたします。

2款1項1目の名誉市民顕彰費は、横倉義武氏に対し名誉市民章を贈るものでございます。その市民章及び額縁代などの経費115千円を追加いたしております。

次に、予算書、飛びまして14ページをお願いいたします。

2款3項1目のマイナンバーカード交付・普及事業費2,271千円は、カードの申請及び交付に係る窓口業務に対応するため、一般事務員報酬などを追加するものでございます。

次に、予算書17ページをお願いいたします。

3款2項2目の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費は、子育て世帯の生活を支援するため、18歳以下の子供のいる世帯に対し、子供1人当たり50千円の給付金を支給するもので、

18節の子育て世帯臨時特別給付金、先行給付金分として、5,200人分に当たる260,000千円を計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（宮本五市君）

質疑を行います。質疑はありますか。13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

補正予算書17ページの子育て世帯臨時特別給付金、先行給付金の260,000千円ということについてお尋ねします。

今回、国会でもいろいろと言われておりますけれども、国の方針としては50千円を先に渡して、あとクーポンで50千円ということになっているようです。しかし、地方自治体の事情により変えてもいいよというような意見も昨日ございました。そのことに関してみやま市は、これを見ますと多分国の方針どおりにやっっていかれるんだと思いますけれども、これに対してみやま市はどういうふうにしようとか、こんなふうにしようとかいう協議がなされたのか、もし協議がなされたのならば、どういう御意見が出たのかをお尋ねしたいと思います。ここに至ったわけですね。

○副議長（宮本五市君）

松嶋市長いいですか。はい、どうぞ。

○市長（松嶋盛人君）

お答えいたします。

国の方針につきましては、今、国会でも議論がなされております。その動向を注視しながら、本市としても適宜最良の方法を判断してまいりたいと思いますけれども、もう少し国の動向を見ながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（宮本五市君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

じゃ、協議はなされていないんですか。今の意見は市長の思いだけであって、うちはどうしようという協議はなされていないんですね。

○副議長（宮本五市君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

協議はいたしましたけれども、現在、国のほうで協議も、まだ国会で論議もあっておりますし、その動向を見ながら適宜判断してまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（宮本五市君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

今回の給付金は、コロナの影響で生活に苦しんでいる子育て世帯を支援するためのものでありまして、クーポンは来年3月ということですが、よければ苦しんでいる人たちが助かるような方向で進めていただきたいと思いますとお尋ねしたところでございます。

以上です。

○副議長（宮本五市君）

ほかにありませんか。12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

2点ほど簡単にお尋ねします。

まず1点は、今の子育ての給付金というか、これが現金によるものか、クーポンによるものか。自治体によっては、太田市なんかはいち早く現金100千円くれと、大阪辺りも言っています。みやま市も意思表示はしないのか。市長は動向を見ながらとおっしゃるけど、市の方針としてはどうしようと考えているのか、国の方針に従うだけなのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

もう一点は、予算書の37ページにもありますが、育児休業で30,000千円以上が減額になると。22,000千円と下の手当9,358千円ということで、30,000千円以上が減額になっていると。この辺は、最近というか、近場の産休というか、育児休暇の人は難しいでしょうけど、ある程度は予算上、計上できるんじゃないかなというふうに考えますが、その中で、これは何人ぐらいが休業してこういう予算になっているのか、その辺が具体的に分かれば教えてください。

○副議長（宮本五市君）

1点目、松嶋市長どうぞ。

○市長（松嶋盛人君）

壇議員さんの1点目の質問についてお答えいたします。

まず、50千円の給付については、年内に早くお届けしたいということで今回予算計上させていただきます。

その後のクーポンに関しましても、今、国会のほうで現金支給とか、いろいろ意見等も出ておりますけど、きちんとした部分が、まだはっきりしていない部分もあるようですし、その辺も精査しながら適宜調査して、判断をさせていただきたいと思います。まだ早急にあれこれという部分については、もう少し注視させていただきたいというのが現状でございます。

以上です。

○副議長（宮本五市君）

枕嶋総務課長。

○総務課長（枕嶋晋治君）

壇議員さんの資料37ページの育児休業等の分でございますけれども、現在の育児休業取得者が7名と病気等による休職者が6名、合わせまして13名の休職がございます。

育児休業の制度といたしまして、育児休業を取得する際に一度、当初、例えば1年の取得申請をした後、もう一回更新ができるようになっております。そういったところで、当初1年のところで最初申請が上がるものですから、3年とか長期を見込んで当初予算に計上しているのが実態でございます。

以上でございます。

○副議長（宮本五市君）

12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

最初の50千円のほうですけど、ぜひみやま市としてどうするのか、注視しながら国に従うだけなのか、現金にするのか。私はクーポンでも地域の印刷業とか、いろんなところに費用が落ちると思うので、まるっきりクーポンが悪いとは思いませんけど、タイミングとか市民の声からすると現金かなという気もするので、その辺は確認しながら協議して、意思表示を先にしてもいいんじゃないかなと思うので、そこは注視するのみなのか、その辺だけ最後に一言お願いします。

○副議長（宮本五市君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

先ほども申しあげましたが、まだ今、いろんな議論が進められておまして、性急にこうするという部分については、もう少し動向を見ながら、今おっしゃった部分も含めて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（宮本五市君）

6 番末吉達二郎君。

○6 番（末吉達二郎君）

今、お二人の方と同じことなんですけど、昨日の国会答弁等を聞くと、岸田総理も自治体の判断に委ねる部分というのを強く打ち出したような答弁をされておるんですよ。その中では、自治体とも協議をしながらということ为前提の中で発言されているんですけど、そういうことになると自治体の考え方というのがばらばらになる可能性もあるし、そういうことを前提にすると、多様な意見はあるかもしれませんが、私は速やかに現金給付をしていくべきじゃないかということでひとつ言わせていただきます。

それと大事なことは、これはお答え願いたいんですけど、この予算に上がっているのを速やかに執行したいということで今おっしゃったんですけど、いつぐらいを予定されているんですか。

○副議長（宮本五市君）

松尾保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾 博君）

先ほどの御質問にお答えいたします。

まず、先行の給付金の分については、先ほど市長のほうから言われましたとおり、今年中ということで、今月27日の振込を予定しているところでございます。

ただ、先行給付の中で、児童手当給付対象の分についてはすぐ振込ができますけれども、それ以外の高校生等につきましては年明けになりますけれども、申請等の手続を経て、その後の振込というふうになりますので、そういった手続ということでさせていただきたいと思っております。

○副議長（宮本五市君）

6 番末吉達二郎君。

○6 番（末吉達二郎君）

これは新聞等にも書いてありましたが、年齢、児童手当以上の分については煩わしい点、いろいろ収集せにゃいけんやろうけどですね、スムーズにやってもらいたいということをお願いするのと、あと1つは、これは市長じゃなくても、先行の50千円をやった場合に次は何もらえるのかと。というのは、50千円のクーポンか現金かという話になるんですけどね。そこら辺は案内の中でどういうふうに——書かないのか、そこも今現在、市としてはいろいろ協議しているということになるのか。国会答弁等ではそういうことが可能ですよということです。だから、そこら辺がどっちになるにしても分かるような形の案内というのがあると市民もいいんじゃないかと私は思っておるんですけど、御意見はどうでしょうか。

○副議長（宮本五市君）

宮崎副市長。

○副市長（宮崎敬介君）

先ほどの末吉議員さんの御質問にお答えいたします。

本日の新聞報道とかによりますと、現金支給がどういった場合に可能になるかとかいう基準について、政府のほうで基準を示されるというような報道も出ております。その基準に照らし合わせて、少し自治体のほうに幅があるのであれば、現金給付、クーポンという検討ができると思いますし、どういった基準が国のほうで示されるか、それをしっかり見極めた上で、また、政策としては財源10分の10の国のほうの政策でございますので、その基準にのらなくて現金給付した場合には市の単独の負担ということにもなりかねない部分もございますので、そこはしっかり政府の基準を見極めた上で、市民の方に早い時点でお伝えできればお伝えすることもしっかり考えながら取り組んでまいりたいと思っております。御理解のほどよろしく申し上げます。

○副議長（宮本五市君）

6 番末吉達二郎君。

○6 番（末吉達二郎君）

なかなか文言では書きづらい部分もあろうから、発送する前に分かれればそういうところを書いていただくと市民も安心——安心というかな、ああ、どっちだということが分かるし、

そういうことでしてもらいたいと。

確かに大阪のほうを見ると、自前で50千円やるとか、そういったところもあるけど、それは別として、市民にどういう方向性で行くというのが分かるんだったら早めにしてくださいというお願いと言ったらおかしいけど、よろしくお願いします。

終わりです。

○副議長（宮本五市君）

ほかに。9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

17ページ、同じく子育て世帯臨時給付金、この分ですみません、補正予算資料の中で1ページ、真ん中辺で給付内容の米印、「ただし、生計を維持する者に対して所得制限があります。」ということを書いてありますけれども、この所得制限をちょっと教えていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○副議長（宮本五市君）

松尾保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾 博君）

ただいまの御質問については、子ども子育て課長より答弁いたします。

○副議長（宮本五市君）

中村子ども子育て課長。

○子ども子育て課長（中村栄志君）

改めましてこんにちは。子ども子育て課の中村です。

先ほどの御質問にお答えさせていただきます。

こちらの所得制限、児童手当の所得制限と一緒にございまして、モデルで示されていますのは、世帯主の方がいて、専業主婦の母親がいて、子供2人というところで、収入ベースで9,600千円ということになっております。

以上です。

○副議長（宮本五市君）

9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

先ほど来、皆さんも言われています。国会等でもいろんな問題が出ておりますが、今、世

帯で9,600千円ということで、多分世帯主の方ということでいいんですかね。あと夫婦で片や9,500千円、片や連れ合いの方も9,500千円ということでいけば、この方は給付対象という理解でいいんですか。

○副議長（宮本五市君）

中村子ども子育て課長。

○子ども子育て課長（中村栄志君）

先ほど申しあげましたのは、あくまで専業主婦の方のモデルでありまして、状況によって違いますけれども、世帯主、いわゆる生計を維持している高いほうの収入を見るということになっております。

以上です。

○副議長（宮本五市君）

9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

マスコミ等を含めて、いろんな意見が出されております。不公平感があるんじゃないかなというような意見もありますし、私もちょっとこれは若干の不公平感があるんじゃないかなというふうに思います。

ただ、これが子供に対して給付するという事業なら、ちょっとその制限はおかしいんじゃないかなというふうに思いますが、これは子育て世帯の、いわゆる子育てしている御両親とか、生計を維持している方への負担ということでいけば、そういった所得制限があってしかるべきかなというふうに思いますが、やはり子供たちに直接給付できるような制度もやっぺいかなければならないというふうに思いますけれども、若干これについては違和感を感じますけれども、これは国の制度ということでやっぺいらっしゃるというふうに思いますので、市としても直接子供に対して何らかの手だても必要ではないかなというふうな思いもありますので、よろしくお願ひします。

以上です。回答は要りません。

○副議長（宮本五市君）

ほかにありませんか。5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

同じく子育て世帯の臨時特別給付金なんですけど、皆さん御存じのように15歳まで、中学

生までは児童手当で、プッシュ型で申請なしでの給付になります。16歳から18歳までは申請方式で、先ほど上津原議員が言われたように所得制限もありということですが、この所得の確認方法、なるべく簡素化したほうが良いとは思いますが、その確認方法と、あとこれは全員が高校生に当たる世帯は必要なのか、自治体によっては兄弟に児童手当の受給者がいればその申請が省かれるというところもあるそうです。そういったところの観点でみやま市はされるのか、お伺いします。

○副議長（宮本五市君）

中村子ども子育て課長。

○子ども子育て課長（中村栄志君）

お答えいたします。

高校生につきましては、私どもみやま市では一応申請をお願いしたいというふうに思っております。これについては、中学生や小学生の御兄弟がいらっしゃるご家庭の高校生、それと高校生しかいない世帯、お互い近くの連絡を取り合えるような関係であったりとかいう場合に、いろいろと支給時期が違ったりで不公平感が出たりとか、うちには来ている、来ていないとか、そういうこともありまして、また、国のほうも途中で方針を、高校生は原則申請というような考え方も出されたものですから、高校生については申請という形を取らせていただきたいと思っております。

以上です。（「所得確認」と呼ぶ者あり）

所得確認は、高校生だけの世帯については児童手当のデータがありませんので、所得の情報が私どものところにはないというようなことになります。それで、申請をいただいてからの確認になると思っております。

○副議長（宮本五市君）

5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

その確認は、申請のときに一緒に確認するんじゃなくて、改めてまた後日の確認になるということでしょうか。

○副議長（宮本五市君）

中村子ども子育て課長。

○子ども子育て課長（中村栄志君）

要は、その支給に伴う分で課税データから状況を見させていただくというようなことになろうかと思います。もちろん申請の段階である程度の聞き取りとか、できる範囲ではやっっていくんですけども、どうしても課税のデータを確認する必要があると思っております。

以上です。

○副議長（宮本五市君）

5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

じゃ、改めて申請者が再度の申請じゃなくて、市のほうで課税を確認して、それで終了ということよろしいですか。

○副議長（宮本五市君）

中村子ども子育て課長。

○子ども子育て課長（中村栄志君）

申請をいただいて、その後、課税データ等を見させていただいて、いわゆる所得が制限よりも下回っている場合は支給を決定していくというような作業になるかと思います。

○副議長（宮本五市君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

これで質疑を終わります。

議案第51号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（宮本五市君）

起立多数です。よって、議案第51号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第52号

○副議長（宮本五市君）

日程第12. 議案第52号 令和3年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

議案第52号 令和3年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和3年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ702千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,398,538千円といたしております。

予算書は6ページからでございます。

歳入予算は6款1項1目。一般会計繰入金を減額し、7ページの歳出予算は1款1項1目。一般管理費の職員人件費につきまして、職員9名分の人事異動等による額を調整し、計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（宮本五市君）

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第52号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（宮本五市君）

起立多数です。よって、議案第52号 令和3年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第53号

○副議長（宮本五市君）

日程第13. 議案第53号 令和3年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

議案第53号 令和3年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和3年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ468千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ689,504千円といたしております。

予算書6ページからでございます。

歳入予算は5款1項1目。事務費繰入金を追加し、7ページの歳出予算は1款1項1目。一般管理費の職員人件費につきまして、職員2名分の人事異動等による額を調整し、計上い

たしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（宮本五市君）

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第53号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（宮本五市君）

起立多数です。よって、議案第53号 令和3年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第54号

○副議長（宮本五市君）

日程第14. 議案第54号 令和3年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

議案第54号 令和3年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和3年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,904千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,034,111千円といたしております。

予算書6ページからでございます。

歳入予算は、7款1項4目。その他一般会計繰入金を減額いたしております。また、7ページからの歳出予算は、1款1項1目。一般管理費及び8ページの4款3項1目。包括的支援事業費の職員人件費につきまして、職員の合計18名の人事異動等分による額を調整、計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（宮本五市君）

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第54号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（宮本五市君）

起立多数です。よって、議案第54号 令和3年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第55号

○副議長（宮本五市君）

日程第15. 議案第55号 令和3年度みやま市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

議案第55号 令和3年度みやま市下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和3年度みやま市下水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出予算から158千円を減額し、総額を668,298千円といたしております。また、資本的支出予算に2,274千円を追加し、総額を722,019千円といたしております。

収益的支出予算、1款1項. 営業費用の職員3名分の人件費及び資本的支出予算、1款1項. 建設改良費の職員4名分の人件費につきまして、人事異動分を調整し、計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（宮本五市君）

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第55号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員会付託を省略することに決定しました。
これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（宮本五市君）

起立多数です。よって、議案第55号 令和3年度みやま市下水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第16 閉会中の継続調査の申出について

○副議長（宮本五市君）

日程第16. 閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第111条の規定によって、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議会報編集特別委員会及び議会改革調査特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきください。

日程第17 議員派遣の件

○副議長（宮本五市君）

日程第17. 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付しておりますとおりに議員を派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、そのように議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により議長に委任していただきたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することに決しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年定例第4回市議会を閉会します。

午前11時35分 閉会

上記会議の次第は、田中裕樹の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛 嶋 利 三

みやま市議会副議長 宮 本 五 市

みやま市議会議員 末 吉 達二郎

みやま市議会議員 古 賀 義 教